

有吉堤竣工100年，アミガサ事件の背景を考察する(2)

誌名	水利科学
ISSN	00394858
著者名	和田, 一範
発行元	水利科学研究所
巻/号	61巻5号
巻号補足	
掲載ページ	p. 71-101
発行年月	2017年12月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



有吉堤竣工100年，アミガサ事件の背景を考察する（その2）

和田 一 範

目 次

- I. はじめに
- II. 多摩川沿岸新堤塘築造陳情書
- III. 下流に架設せる三橋が一原因
- IV. 堤外地に果樹密植が三原因
- V. 砂利採掘が四原因
(以上 No. 357掲載)
- VI. 築堤及び上置腹附が二原因
 - 1. 下丸子村と多摩川旧河道
 - 2. 御幸村上平間，中丸子，下沼部，中原村上丸子の無堤地区
 - 3. 嶺村の突堤
 - 4. 矢口堤防
- VII. まとめ
- VIII. おわりに

キーワード：多摩川，アミガサ事件，有吉堤，内務省直轄改修，防災

VI. 築堤及び上置腹附が二原因

いよいよ，最も重要とされた堤防問題である。

堤防問題は，この多摩川沿岸新堤塘築造陳情書に挙げられた4つの水害の原因のうちの第2原因として，対岸東京府側の築堤経過についての説明がされ，再度，後段において，ほかの2つの原因はやむなしとしたうえで，改めて，左右岸のアンバランスについて，その経緯を合わせて問題点を訴え，東京府側の

(国土交通省国土技術政策総合研究所 主任指導官，博士(工学))

かさ上げと同程度の新堤建設を認めるよう訴えている。この陳情書のもっとも核となる論説である。

陳情書のこのことを述べた個所の口語訳は次のとおりである。

昔は、対岸の東京府荏原郡矢口村大字下丸子、同矢口も無堤だったため、洪水でも両岸に溢れていたの、大きな被害が生ずることは無かったが、対岸矢口には、明治12年（1879年）から、大字下丸子から下流六郷村の間に築堤がなされ、その後もかさ上げが繰り返されてきた。

このため被害が増えたが、当初は、大洪水の際は、この堤防も綫越えとなって、浸水は浅かった。

さらに明治22年（1889年）以降、数回のかさ上げ、腹づけ工事が続けられ、現在は、堤防高は6尺（1.8m）以上に達している。

下丸子には、横堤あるいは突堤があって、洪水流を対岸に向け、こちら側に被害を増加させている。

（中略）

昔は、東京府側も無堤だったので、両側に氾濫するため、大きな被害は生じなかったが、明治12年（1879年）、東京府新堤築造主任佐藤忠高なる者によって、下丸子から六郷村の間に築堤工事を施工、今年（同年？）7月23日をもって竣工、室橋課長が完成検査をした。

しかし、その堤防は小さく、低く、大洪水の際は越水するので、無堤地に浸水することは無かった。

明治22年（1889年）以降、数回のかさ上げ、腹づけ工事が続けられ、氾濫区域が限定されることになって、ついには、橘樹郡上平間から中原村上丸子に至る無堤区間より濁水が侵入して、日吉村鹿島田、小倉、南加瀬を経て、鶴見川に合流し、大綱村、旭村、町田村、生見尾村を浸水して海に至る。

（中略）

数万人の人民の安心のための方法として、無堤地に、東京側でかさ上げたのと同程度の新堤を築造する策しかない。

在来堤に1尺（0.3m）のかさ上げをするならば、無堤地にも1尺の堤防を築く、3尺（0.9m）ならば同様に3尺を築く、これが公平な処置とい

うものである。

かさ上げ6尺（1.8m）以上に達する今日、無堤地は依然そのままであるので、浸水するのは当然である。

（後略）

閣下に懇願するところであり、別紙図面を揃えて謹んでお願いいたします。

この別紙図面は現在確認ができないが、記述された対岸東京府側の堤防と、無堤地区の状況ならびに多摩川の氾濫による浸水区域などが記されていたと考えられる。

ここで登場する氾濫区域についての記述は、多摩川の氾濫が隣の鶴見川の沿川にまで達し、2つの河川の氾濫で、この区域は泥の海になって海までつながったという、明治40年（1907年）、明治43年（1910年）の洪水氾濫を生々しく描いている（図5 多摩川・鶴見川流域図（大正6年2万5千分1川崎）参照）。

図6-1、図6-2は、国土交通省京浜河川事務所が公開している多摩川水系洪水氾濫シミュレーションの結果である。（http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/water_flood_sim/tamagawa/）

洪水規模の設定、破堤地点の選定などによって、任意の地点の破堤による氾濫シミュレーションの結果を見ることができる。

破堤地点を、橋樹郡上平間から中原村上丸子に至るあたり（現在の多摩川距離R11.00地点）に設定して、計画規模の洪水（ $8,700\text{m}^3/\text{s}$ ）に設定すると、明治40年（1907年）の洪水の流量が約 $8,900\text{m}^3/\text{s}$ と推定されているので、当時の氾濫区域が推定できる。

現在は、鉄道盛土などによって浸水域が限定されることになるが、多摩川の洪水と同時に鶴見川も洪水になるであろうから、あるいは実際の洪水では内水の重ね合わせなどが発生して、もっとひどい状態になっていたと考えられるが、明治時代当時の浸水の状況を、これで概ね推定することができる。

たしかに、このシミュレーションで、上平間の地点から押し出された洪水が鶴見川まで達して、鶴見川の氾濫と合わせて、海まで全域が泥の海となる様子が確認できる。

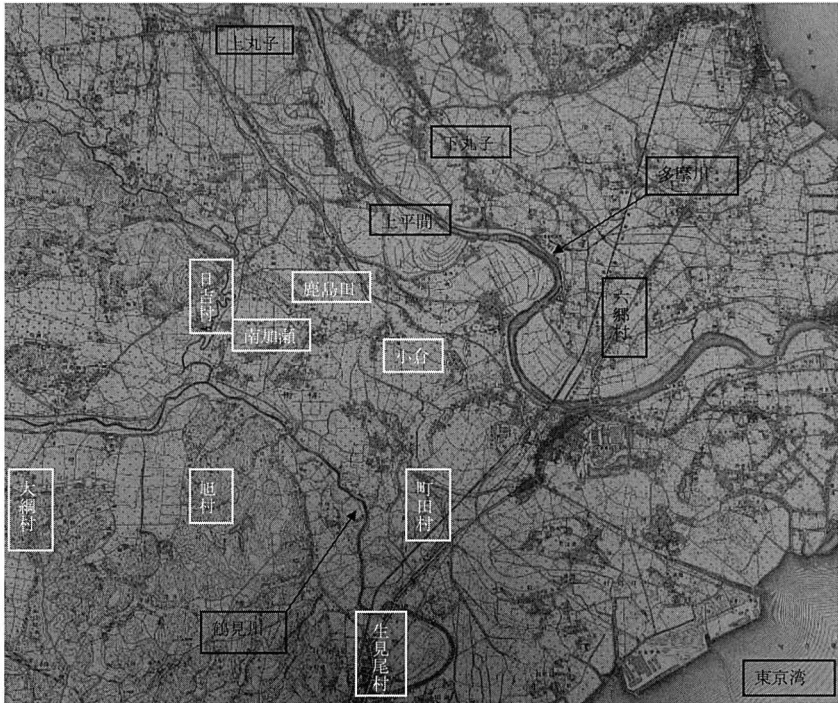


図5 多摩川・鶴見川流域図（大正6年2万5千分1川崎）

1. 下丸子村と多摩川旧河道

多摩川の流路変遷と改修には、長い歴史的な経緯がある。

この地域についての最初の記述が見られるのは、寛永21年（1644年）の記載である。

下丸子村名主平川幾次郎氏家の検地帳：寛永21年には、

「武州橘樹郡六郷之内下丸子村」

と記載されているが、元禄15年（1702年）のものになって、

「武蔵国荏原郡下丸子村」

と記載がされている。

それ以前は、多摩川は下丸子村の北側を流れていたため、武州橘樹郡であったが、その後流路が南側に転じたため、武蔵国荏原郡に変わった。これ以降は

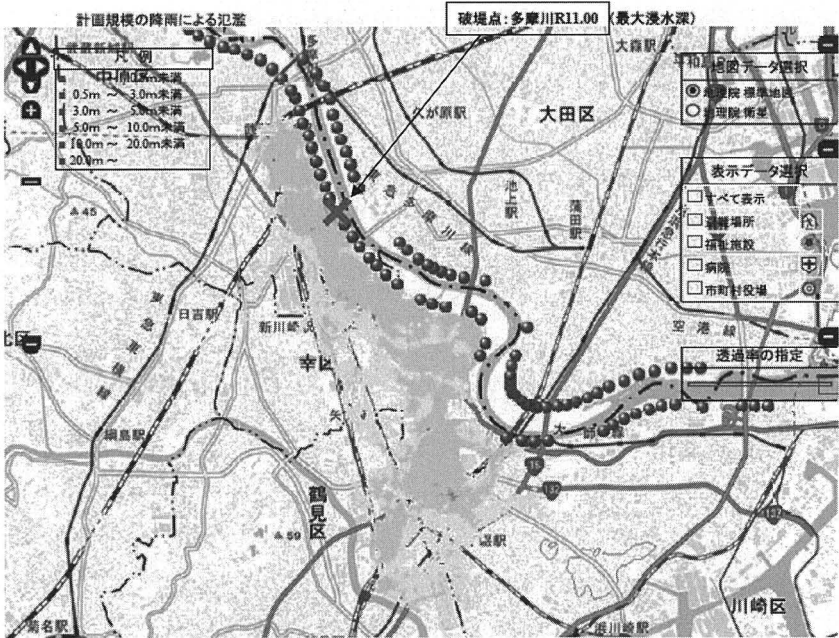


図6-1 多摩川水系洪水氾濫シミュレーション
 計画規模 (8,700m³/s) 上平間～中丸子で破堤, 明治40年洪水は推定8,900m³/s

ずっと武蔵国であるので、流路は下丸子の南側に定まったと考えられる。

明治19年(1886年)測量の、「第一軍管地方二万分一迅速測図原図 東京府武蔵国荏原郡下池上村」の地形図(図7)では、この下丸子の北側を流れる多摩川の流路跡がくっきりと確認できる。

集落の北側には池が確認され、下丸子村を取り囲むように流れる多摩川の蛇行ラインがわかる。

ここで少し余談になるが、この原図はカラー彩色であるので、前述の池のほかに、水路などもはっきり確認できる。この図で、小泉次大夫の偉業、六郷用水と二ヶ領用水の苦勞の跡がわかる。

小泉次大夫の先祖、植松家は駿河国富士郡小泉郷(現在の静岡県富士宮市小泉)にあり、鎌倉時代から後、厚原(現在の静岡県富士市厚原)に移住、この地域の開発に尽力した。とりわけ厚原伝法用水、通称二本樋の構築を治め、長

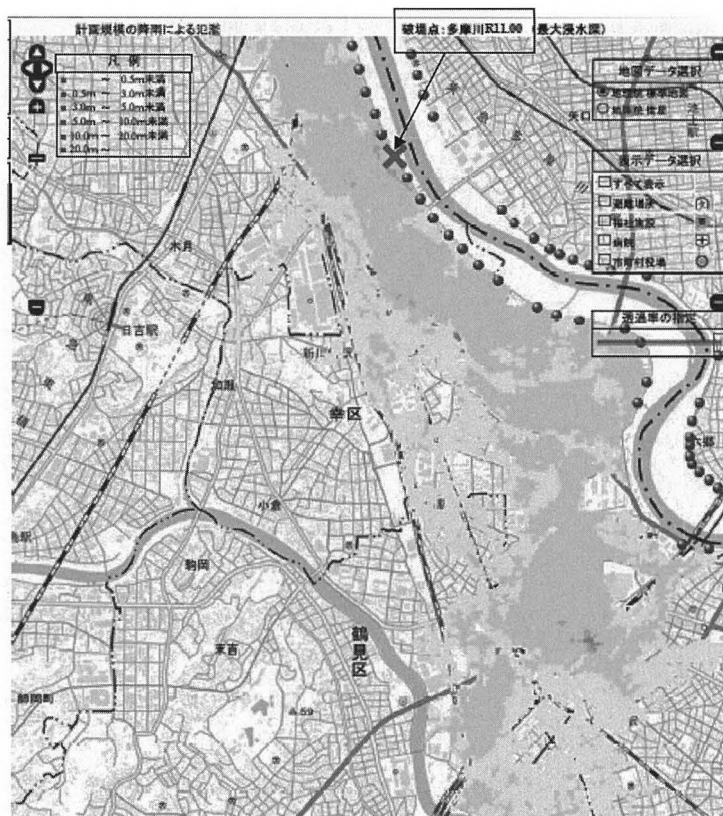


図 6-2 多摩川水系洪水氾濫シミュレーション (拡大図)
計画規模 ($8,700\text{m}^3/\text{s}$) 上平間～中丸子で破堤, 明治40年洪水は
推定 $8,900\text{m}^3/\text{s}$

年にわたってその管理にも優れた実績をあげていた。

多摩川沿岸一帯の開発に対して、徳川家康は、旧領地駿河国でかつて武功をたて、治水技術にも優れていた小泉次大夫吉次を起用した。

天正18年(1590年)、関東六ヶ国に転封となった徳川家康が江戸近郊の新田開発を計画した際、次大夫は五万石相当の土地を預かる代官職に抜擢された。次大夫は多摩川から農業用水を引く用水路敷設を進言して採用され、以降、稲毛・川崎領(現在の神奈川県川崎市)に移り住み用水奉行を務めた。

慶長2年(1597年)、二ヶ領用水、六郷用水の建設に着手。多摩川右岸・小

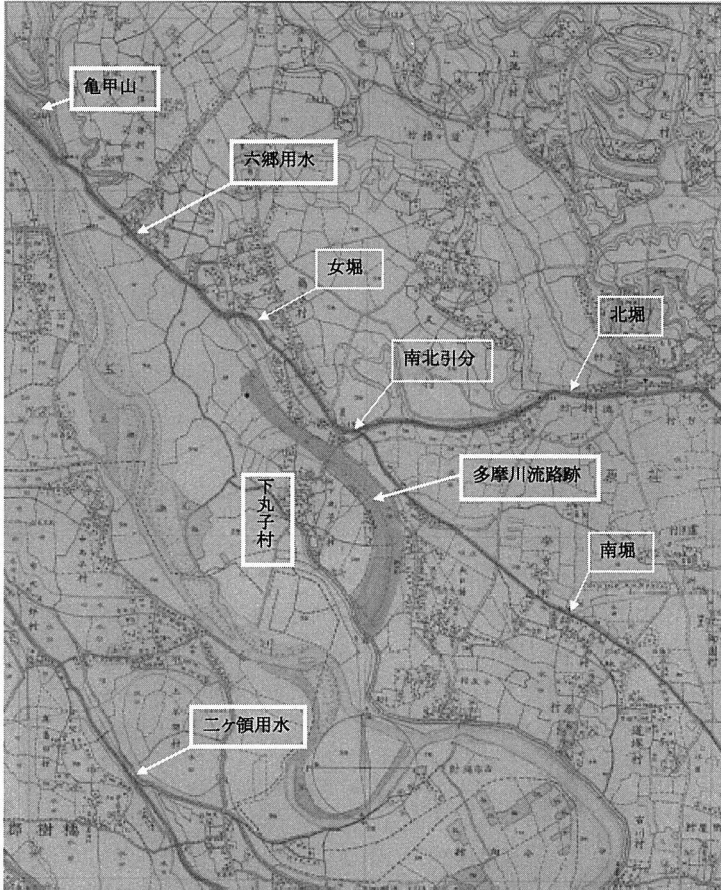


図7 下丸子村旧河道と六郷用水（明治19年）
 明治19年測量，第一軍管地方二万分一迅速測図原図 東京府武蔵國
 荏原郡下池上村に加筆

杉（現在の川崎市中原区小杉陣屋町）と左岸・狛江（現在の狛江市）に陣屋を設け，工事を指揮した。

両用水路の敷設は難工事となり，安房国小湊の日蓮宗妙本寺より僧・日純を招来，小泉陣屋（後に小杉陣屋）の裏手に妙泉寺（現在の川崎市中原区小杉陣屋町）を建立し事業完遂を祈念した。

慶長7年（1602年），徳川家康より稲毛・川崎領の代官を任命される。

慶長16年（1611年）、二ヶ領用水、六郷用水が完成。これら二つの堀は「四ヶ領用水」「次大夫堀（じだゆうぼり）」とも呼ばれた。

六郷用水については、開削工事の困難さを伝える逸話として、この用水堀は一名女堀おなぼりという俗称でも呼ばれていることがあげられる。

この起りには諸説があるが、その一つには、次大夫は開削工事がなかなかかどらないので一策を案じ、男十人に一人の割に若い女を組み入れたところ、以来工事が大いに進捗したことから、その名がつけられたといわれる。このほか、工事に男子のみ使用しては、使役を出す村の農業生産に大変支障をきたすので、多くの女子を使用したために、女堀の名が生まれたというものもある。もう一説は、次大夫が亀甲山（現在の東急線多摩川駅付近、東京都大田区多摩川台公園）の浅間神社の丘付近にて、夢に現れた祭神（女神、このはなさくや木花開耶姫命ひめ）のお告げにより、この丘を切り崩さずに迂回するとしたため、女堀と呼ばれるという説である。

六郷用水工事の難所は、亀甲山の山すそを回して、下流域に用水を通すところであるが、この付近の多摩川の流れは、この上流から亀甲山に向かって流れるのが常で、山すその岩盤を掘って用水路を通すという、難関の工事である。

多摩川の水衝部であるから、またその維持管理も非常に難しい。

亀甲山より下流の多摩川は、前述の寛永年間（寛永21年〈1644年〉）には北側のルートの流れ、元禄年間（元禄15年〈1702年〉）には南側のルートに転じた、と考えられる。

よって、小泉次大夫の六郷用水工事は、北側のルートの時である。

女堀の呼称が伝わるのは、この亀甲山から下丸子村の南北引分（六郷用水を北堀と南堀に分留させた地点）の区間であり、この区間の難工事のため、女手を入れて工事を進めた。女性の作業は、女性のグループで軽作業をまとめて行うのが通常であるが、次大夫の工夫は、男の組に若い女を1、2人入れて作業をさせることによって、若い男が張り切って作業を行うので、結果、工事が捗って予定通り完成した、とされる。

この図（図7）ではっきりと読み取れるのは、六郷用水のこの区間のルート選定が、多摩川の河道の蛇行ラインのぎりぎりのところ、外縁で決められていることである。

同様に、二ヶ領用水のルートも、多摩川の蛇行ラインの外縁を縫っていることがわかる。

しかし、暴れ多摩川は、その後の大洪水で、二つの用水をたびたび破壊し、江戸時代を通じて、多摩川の改修工事、川除（江戸時代に行われた水害防止のための河川の浚渫や堤防工事。明治・大正年間までこの言葉は一般市民に使われてきた）は、二つの用水の補修と合わせて進められることとなる。

2. 御幸村上平間，中丸子，下沼部，中原村上丸子の無堤地区

続いて登場するのは、田中休愚による川除である。

田中休愚は、東海道川崎宿本陣の家督を継いで、宝永元年（1704年）、43歳の時、川崎宿本陣名主と間屋役を務める。幕府が経営していた多摩川六郷の渡しを、川崎宿の経営に変え、川崎宿の復興と繁栄の基礎を築く。正徳元年（1711年）、50歳で猶子の太郎左衛門に役を譲り、江戸へ出て、荻生徂徠から古文辞学を、成島道筑から経書と歴史を学ぶ。享保5年（1720年）、農政・民政の意見書「民間省要」の執筆を開始し、翌6年（1721年）に完成させる。

これを上呈された師の成島道筑は、当時関東地方御用掛を務めていた大岡忠相を通じて幕閣に献上。

將軍徳川吉宗は、享保8年（1723年）に休愚を御前に召す。当時62歳になっていた休愚は、將軍からの諮問に答え、農政や水利について自身の意見を述べる。

この一件で休愚は支配勘定並に抜擢され、十人扶持を給され、川除普請御用となる。荒川、多摩川の治水、二ヶ領用水、大丸用水、六郷用水の改修、酒匂川の改修などを行う。

宝暦2年（1752年）、多摩川筋の川除普請を扱った地方書「治水要辨」を書いた森田通定は、田中休愚の甥であり、休愚とともに多摩川の川除を行った。その川除思想が通定に受け継がれている。二つの著作には、天地人の思想など、類似の記述が見られる。

『大田区史』に、平川家文書より抜き書きした、この田中休愚の川除が記載されている。

享保10年（1725年）田中休愚による川除

玉川の右岸側への偏りを修正するために、中丸子村、嶺村、上平間村、下丸子村、矢口村の区間にわたって、左岸より新川を掘り、川筋を付けかえようというもの。新川の長さは、407.4m、掘り上げた土は左右に積み

上げた土手敷とするが、その幅は、それぞれ18.2m ずつとされた。下丸子村では新川用地として、堤外耕地のうち五反六畝歩がつぶされた。

……普請は、まず3月9日に新川用地の地割が行われた。

……7月20日に完成した……28日の大水で新川の一部が押し埋まり……完成したのは9月頃らしい。9月24日に休愚による見分が行われている（『大田区史』、平川家文書1）

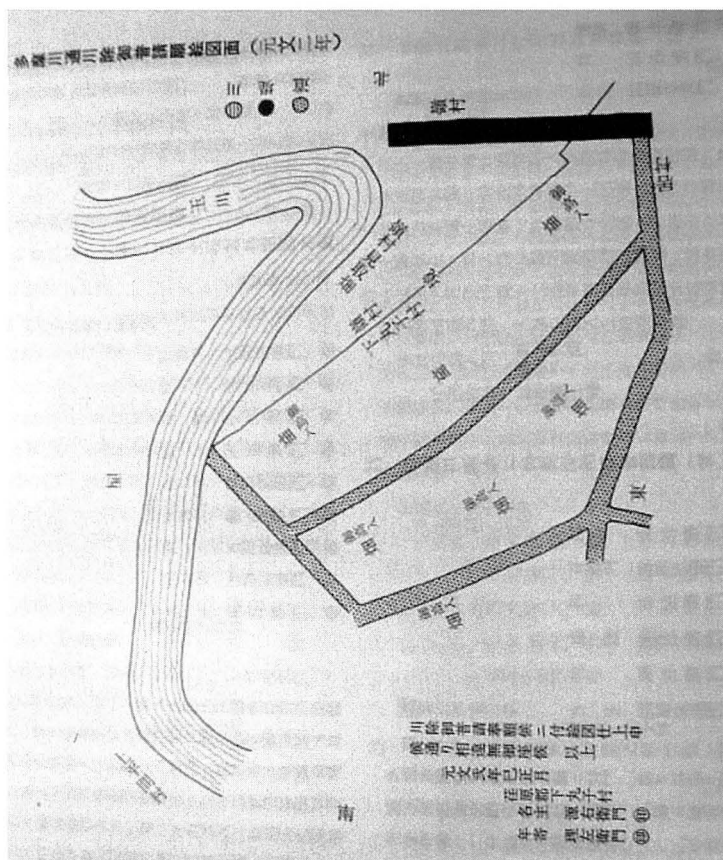


図8 多摩川通川除御普請願絵図面（元文2年）⁸⁾
北を上にするため、横向きにしてある。黒塗り部分が下丸子突堤。

以降、享保11年（1726年）、同12年（1727年）、同14年（1729年）と、下丸子村では、新川の川^{かわさらい}浚、川除施設の補修工事が繰り返されてゆくことになる。

続いては、川除普請についての、地元の名主たちからの陳情の文書である。

多摩川通川除御普請願絵図面（元文2年〈1737年〉）は、同じく平川家文書であるが、この普請願は絵図面のみで、ここに直接、名主2名の名前と印がある（図8）。

川除御普請奉願候ニ付絵図仕上申
候通り相違無御座候 以上
元文貳年巳正月

荏原郡下丸子村

名主 源右衛門 ㊦

年寄 理左衛門 ㊦

絵図中に黒塗りしてあるのが突堤である。この時代から下丸子側では、洪水を対岸に寄せるために突堤の築造を計画し、これをお上に願っていた。

しかし、その実現にはしばらくの時がかかる。

多摩川の川除は、田中休愚に続いて、川崎平右衛門定孝が登場する。

享保年間（1716年～1735年）、定孝が30代のころ、新田世話役を命ぜられ、多摩川中下流部の押立・長沼・矢野口・中野島・菅・登戸・宿河原・堰・久地・二子・諏訪河原・北見方・宮内・瀬田・下野毛・下沼部の村々に新田を開き、それによる出百姓は数百戸に及んだとされる。

一方、多摩川中流部左岸の府中市押立に竹林を栽培し、水害防備林として機能させることにより、多摩川水防の強化を図る。そして元文4年（1739年）その功により、銀子を賜わり、苗字帯刀を許される。

定孝は後、玉川上水両岸にいまなお見られる桜を植樹するとともに、寛保2年（1742年）、同3年（1743年）と寛延2年（1749年）には、譜請奉行として主として多摩川中流部左岸の府中市押立の堤防改修工事を実施している。なかでも寛保3年の多摩川改修では、多摩川両岸20余里に及ぶ、公領、私領の堤防や樋門の改修を実施しており、その規模の大きさがうかがえる。

江戸中期、この地域では、多摩川下流部の川除としては、目立った記録は無いが、宝暦元年（1751年）の右岸・上平間堤決壊後、上平間の蛇行部のショ-

ト・カットが実施されており、田中休愚、川崎定孝以降の多摩川改修の例外的な事業として記録されている。

続いて、下丸子村の寛政4年(1792年)の「川除御普請仕来り書上帳」によれば、18世紀初頭からの約90年にわたって、全部で19回の川除普請が行われたと記されている。

元禄期(1688年～1704年)1件、享保期(1716年～1735年)2件、明和期(1764年～1771年)2件、安永期(1772年～1780年)6件、天明期(1781年～1789年)5件、寛政期(1789年～1801年)3件の割合で、とくに、安永期から天明期にかけて急増していることがわかる。

このうち御手伝普請は、明和4年(1767年)、天明元年(1781年)、同7年(1787年)の3件である。いずれも、関東河川全体の堤・川除普請の一環として実施されている。

この時期の「玉川下丸子村付近」は、安永2年(1773年)の「普請目論見帳」によれば、玉川の川筋が二流になり、一流は享保10年(1725年)の瀬替普

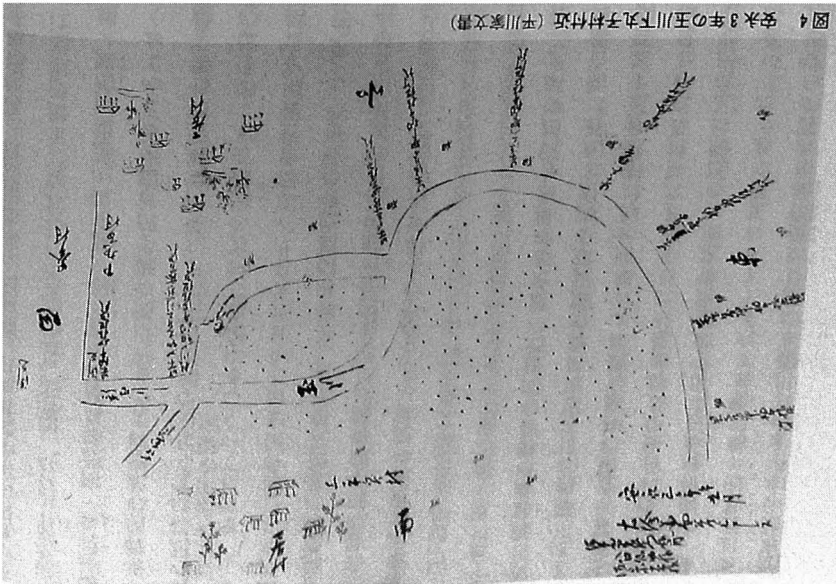


図9 絵図 玉川下丸子村付近(安永3年)(平川家文書) 11)
北を上にしてある。

請による玉川メ切口に突きあたって、下丸子村に押し寄せ、古玉川河川敷に欠け込む危険が生じていたという（図9）。

天保年間（1830年～1843年）、下丸子では度重なる水害から多摩川河川敷にある畑を守るため、嶺村との境に多摩川に向けて突き出るような堤防を建設した。

地元では新土手といってきたこの堤防によって、少々の出水では畑に水をかぶらぬようになり、内務省直轄改修（大正7年〈1918年〉～昭和8年〈1933年〉）による現在の堤防ができるまで存在した。

前掲した、元文2年（1737年）の多摩川通川除御普請願絵図面に記された突堤・横堤は、約100年の時を経て完成しているのである。

3. 嶺村の突堤

これまでに述べた通り、多摩川の流れは時代変遷とともに蛇行を繰り返し、この区間では、左岸（東京側）と右岸（川崎側）を行ったり来たりしていた。

下丸子側では、これに対応するため、元文2年（1737年）に突堤・横堤の建設が計画され、その後、安永2年（1773年）にはこの区間の多摩川は二つに分派して流れるに至って、天保年間（1830年～1843年）にこの突堤・横堤は完成を見ている。

この突堤は、洪水流の制御によく効いており、このために、大正3年（1914年）10月29日付の多摩川沿岸新堤塘築造陳情書には、

大字下丸子ニハ堤外畑中往時ヨリ横堤存在シ是カ水流ヲ遮断スル為メニ其反動ヲ当蕪堤地ニ及シ

下丸子には、横堤あるいは突堤があつて、洪水流を遮断し、その反動を対岸に向け、こちら側の無堤地区に被害を増加させている。

と、具体的な指摘をしている。

嶺村と下丸子村の境に設置されたこの歴史的な突堤・横堤は、明治19年（1886年）測量の、「第一軍管地方二万分一迅速測図原図 東京府武蔵國荏原郡下池上村」においても、その状況がはっきりと確認ができる（図10）。

たしかに、長さ200mほどの突堤が、多摩川の流れにほぼ直交するかたちで設置され、旧河道を締め切るかたちで築かれた上流側の小堤防と合わせて、洪

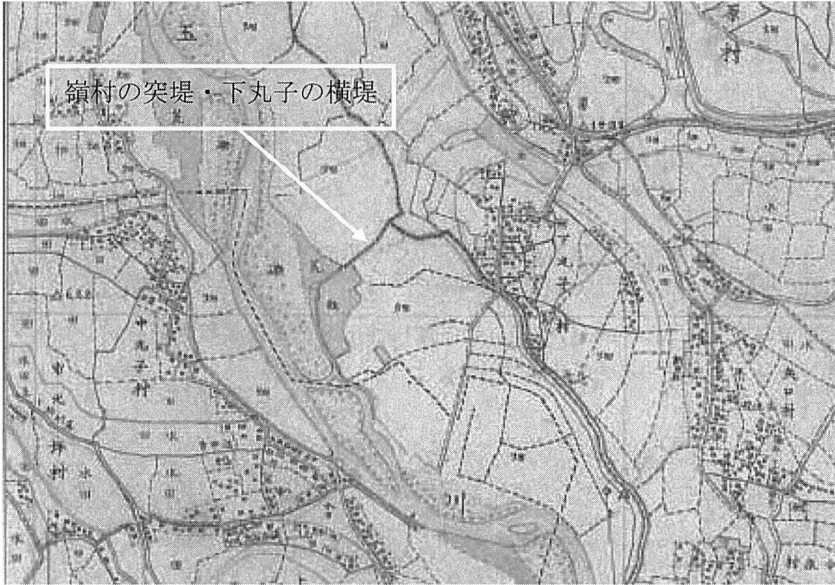


図10 嶺村の突堤（明治19年）

明治19年測量，第一軍管地方二万分一迅速測図原図 東京府武蔵國荏原郡下池上村に加筆

水流を受けて，対岸の神奈川県側中丸子村に跳ねるような形状となっている。

この堤防が，どれほどの高さの洪水まで耐えられたかは不明であるが，対岸の無堤地区には，洪水流をこちら側に向ける大きな脅威であった。

下丸子では，内務省の直轄改修まで存置していたこの突堤を，長年，新土手と呼び，これに関連して，毎年はじめに弓射りという行事を行い，多摩川の出水に絡めて，その年の作柄の豊凶を占ったとされる。

実は，これに対抗するようなかたちで整備されているのが，平間の渡し下流の旧堤150間で，神奈川県側，御幸村上平間に設置された突堤である。この突堤は，対岸，東京府側の矢口村に大きな脅威を与えていた（既報，有吉堤竣工100年・郡道改良事業を検証する，2016年12月，水利科学 No. 352〈第60巻第5号〉に詳述）。

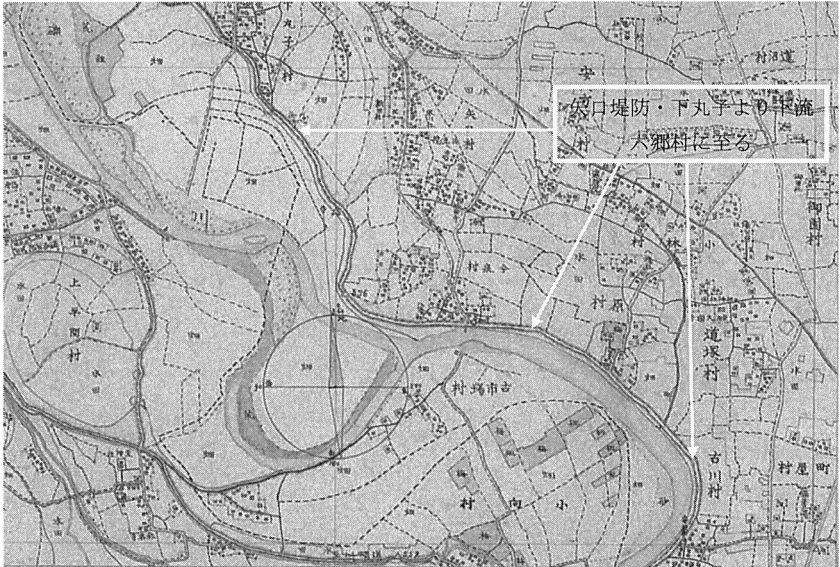


図11 矢口堤防（明治19年）

明治19年測量，第一軍管地方二万分一迅速測図原図 東京府武蔵國荏原郡下池上村に加筆

4. 矢口堤防

下丸子から六郷村に至る矢口堤防の築造経緯は，明治に入ってからのものであるので，記述が詳細であり，陳情書の訴えにも迫力がある。

明治12年（1879年）より，大字下丸子から下流六郷村の間に築堤がなされ，その後もかさ上げが繰り返されてきた。

さらに明治22年（1889年）以降，数回のかさ上げや腹づけ工事が続けられ，現在は，堤防高は6尺（1.8m）以上に達している。

明治19年（1866年）測量の，「第一軍管地方二万分一迅速測図原図 東京府武蔵國荏原郡下池上村」には，すでに連続堤が延びているのが確認できる（図11）。

しかも，図上でも確認できるほどの大きな盛土であり，この図の区間だけで

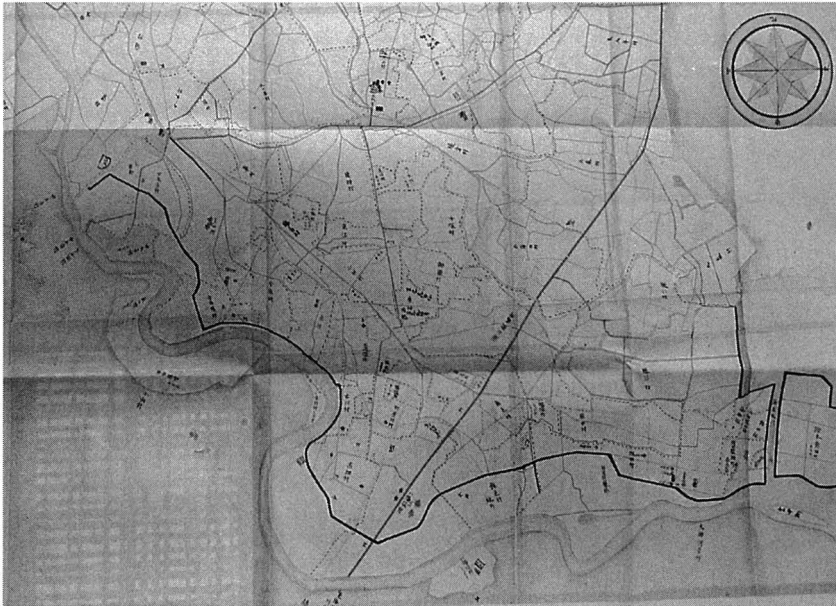


図12 荏原郡全図(明治19年)と下丸子村から下流の連続堤(黒太線で表示)
荏原郡役所所蔵 印, 明治十九年第四月, 以卷間五毛縮圖之, の記載がある(縮
尺1.8/1,000=約1/560)が, 村の区割りなどは絵図に近い

も約3.4kmの長さがある。下丸子から4.8kmで鉄道の盛土にぶつかり(図3 多摩川下流3橋, 水利科学 No. 357 p. 52〈明治42年測図大正6年修正測図同8年鉄道補入, 五万分一地形図 東京西南部, 大日本帝国陸地測量部〉, 図4 果樹密植, 水利科学 No. 357 p. 55〈明治19年第一軍管地方二万分一迅速測図原図〉)をあわせて参照), さらに多摩川の左岸に沿って下流に延びる大堤防である。

この連続堤は, 地元荏原郡としては, 相当に重視したものであり, 図12に見る荏原郡役所所蔵の「荏原郡全図」においても, 鉄道や六郷用水などのインフラに匹敵する記載で明示されている。

しかも, 前述の嶺村と下丸子村の境の突堤・横堤を起点として, 多摩川左岸全体を連続するかたちで荏原郡を防護する施設である, との認識が明確に表れている。

この堤防そのものの改修経緯を現時点で確認することはできないが, 明治初

期、旧河川法制定（明治29年〈1896年〉）以前の、東京府における河川改修の経過としては、次のようなことがわかっている。

東京府においては、明治10年（1877年）に府下諸河川浚渫費として15年間にわたり支給されるよう内務省に要請したが、初年度については試験的に15,000円を下付し、その後、年10,000円を支給することに減額決定された。しかし、その後の国庫下渡金制度の廃止に伴い、河川浚渫費に対する国費支給も停止されてしまった。

明治12年（1879年）にはじめて府会が開設され、ここで郡堤防延長65,520間7分5厘に対する堤防費および4大橋・千住大橋水防費として合計約4,138円の前算が可決された。

国庫下渡金廃止後の明治14年（1881年）度には、日本堤・荒川・中川・江戸川・綾瀬川・多摩川・新川・海老取川等の治水堤防費前算は、一挙に総額約20,101円に増大することとなった。

以後、工事対象の拡大と合わせて、明治16年（1883年）度の治水堤防費前算は、約35,459円となり、以後、年々前算額の増加を見ている。

さらに明治26年（1893年）、三多摩地域が神奈川県から東京府に移管されたことに伴い、多摩川中上流部を東京府が管轄することになり、治水堤防費は再び増加するに至った。

明治29年（1896年）度には府下諸河川で大水害が発生し、治水堤防費は約213,035円にのぼっている。

ちなみに、各河川ごとの配分額は、明治30年（1897年）の多摩川の改修前算だけが確認できる。この年度の多摩川の市郡連帯治水堤防費は、約7,512円であった。このうち、荏原郡六郷村古川に約1,593円の事業費が割り当てられている。

一方で、神奈川県側の明治年間の改修事業費の変遷は、『多摩川誌』に詳しい記載があり、明治12年（1879年）度から明治31年（1898年）度までの多摩川、秋川、浅川における堤防築造費及び修繕費が確認できる。多摩川全体の改修事業費は、明治12年（1879年）度の10,230円を開始として、以降10,000円から40,000円の間を推移している。

明治26年（1893年）、三多摩地域が東京府に移管されたことにより、一時大きな減額があったりするが、前述の東京府側との投入額の比較ができる。明治

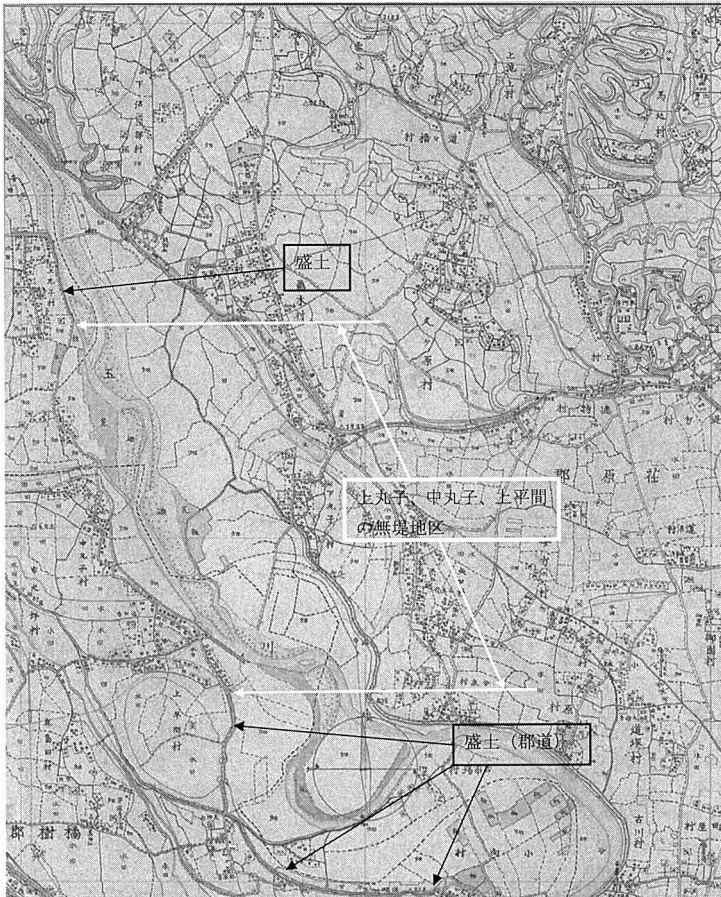


図13 神奈川県側の盛土（堤防）と、上丸子、中丸子、上平間の無堤地区（明治19年）
 明治19年測量，第一軍管地方二万分一迅速測図原図 東京府武蔵國
 荏原郡下池上村に加筆

30年（1897年）度の予算額は，19,465円である。

また，第一軍管地方二万分一迅速測図原図の測量年，明治19年（1866年）度の予算額は，15,209円である。陳情書に記載された，東京府側，矢口堤防のかさ上げ，腹づけの開始年の明治22年（1889年）度の予算は，28,730円である。

これらの予算がどこに投入されたかは，現在確認できないが，多摩川左右岸

の改修予算額としては、それほど大きなアンバランスとは考えられない。

図13を見る限り、明治19年（1886年）の時点で、当該無堤区間以外の区域には、曲がりなりにも堤防ないしは道路盛土が連続している。

また、この図からははずれるが、下流は橋樹郡川寄驛（現在のJR川崎駅付近）を経て、橋樹郡大師河原村から東京湾まで（図3 多摩川下流3橋〈水利科学 No. 357 p. 52〉²⁹⁾および図4 果樹密植〈水利科学 No. 357 p. 55〉を合わせて参照）、上流は、橋樹郡高津村（現在のJR南武線武蔵溝ノ口駅、東急田園都市線溝の口駅付近）を経て、橋樹郡登戸村（現在のJR南武線・小田急線登戸駅付近）まで、堤防が連続していることが確認できる。

多摩川の中下流部は、歴史的な地域発展として、

- ・東海道の川崎宿である橋樹郡川寄驛
- ・中原街道の宿場町で、徳川将軍家の鷹狩りの休息の地、小杉御殿と小泉次大夫の屋敷のあった橋樹郡小杉村（現在のJR南武線・東急東横線武蔵小杉駅付近）
- ・大山街道の宿場町橋樹郡高津村

さらには

- ・二ヶ領用水の取水堰の橋樹郡登戸村

と、主要な街が沿川に連なっている。

その狭間に位置するのが、当該無堤地区、つまり御幸村上平間、中丸子、下沼部、中原村上丸子の区間である。無堤の区間が残った理由は、なかなか明確にはならないが、これら堤防建設と前述の砂利採取の経過などもあわせて、結果として、明治期末までにこのような状況が残ったと思われる。

しかしいずれにせよ、東京府側、神奈川県側ともに、これらの堤防では小さく不十分であり、明治40年（1907年）、43年（1910年）の大洪水に際しては、悲惨な被害を被った。

特にこの無堤区間については、長年の歴史的な経緯から左右岸に大きなアンバランスが生じ、東京側の築堤が明治12年（1879年）より着々と進められたのに対し、神奈川県側は無堤のままなので、年々、大被害を被るようになった。

そこで、やはり新堤築造を、ということになったが、明治29年（1896年）制定の河川法により、この区間の多摩川の堤防建設にあたっては、内務省の認可を必要とすること、この際、東京府の了解が必要であることになって、ことは

単に予算投入の問題ではなくなった、ということである。

左右岸のバランスを考えると、対岸（左岸）のかさ上げに対し、こちら側（右岸）も同様に盛ってゆくのが公平である。

なんとかしろ、という地元住民の切実な思いが、陳情書には込められている。加えて、左右岸バランスの解決には、東京府と神奈川県との調整では限界があり、内務省において国の立場で解決をしてくれ、という思いが込められている。

そこには、内務省直轄改修という目指すべきゴールがよく見えていた、秋元喜四郎村議ほか地元の議員団、村長、地元住民の結集した思いが、強く表れている。

Ⅶ. まとめ

以上、アミガサ事件の直後に、地元住民代表より内務大臣宛てに出された「多摩川沿岸新堤塘築造陳情書」に着目をして、ここに記された4つの近年の洪水の原因の分析、

- 一. 下流ニ架設セル三橋カ一原因
- 一. 堤外地ニ果樹密植カ三原因
- 一. 砂利採掘カ四原因
- 一. (対岸の) 築堤及上置腹附カ二原因

を順に、検証してきた。

いずれの問題も、多摩川の長い歴史的な経緯を背景に持ち、多摩川の地域的な特性、社会的な条件を抱えた深い問題であることがわかる。また、その歴史的な背景を十分に踏まえた、的確な分析が、陳情書には記載されていることが理解される。

データを交えた各項の分析の中で、論脈として最後に引き出されるのは、無堤地区の築堤要望である。

一方で、「公共交通なのでやむなし」とした橋梁による堰上げ・背水についても、「済んでしまったことだからやむなし」とした砂利採取についても、はたまた後段ではその対応について特に触れられていない果樹密植についても、いずれも内務省直轄による多摩川抜本改修と合わせて、時間の経過とともに解決に向かっている。

特に、砂利採取については、地元住民の多くがこの産業にかかわっている背景と合わせると、陳情書の記載の微妙さが大変良くわかるが、アミガサ事件と有吉堤の一連の事件から20年の後には、公共事業御用達で特産であった多摩川砂利の発祥の地、砂利採取のメッカの地も、完全に終焉を迎えることとなる。

そして、地元住民がもっとも重視した堤防建設については、関係者の連携と結束のもと、2年後には有吉堤完成、さらに2年後には内務省直轄改修の着工となるのである。

御幸村上平間、中丸子、下沼部、中原村上丸子の無堤地区が、なぜ、多摩川右岸の中でこの区間だけそのような状態であったのかは、明確な説明が整理できたわけではないが、「V. 砂利採掘が四原因」、「VI. 築堤及び上置腹附が二原因」に述べた経緯を歴史的に俯瞰すれば、なんとなく理解できる。

しかし、御幸村、日吉村、住吉村、町田村の合計数百名の地元住民が、おそらく各戸1名の割り当てで参加し、集団の先頭に「平間のジャリッポリ」と呼ばれる屈強の砂利採取人夫たちを押し立て、警官の垣を突破して神奈川県庁に迫ったという事件の光景は、当時の集団抗議行動が御法度という時代背景からすると、相当な大事件である。

それだけ洪水に対する危機意識が高く、通常的手法ではどうにもならない案件であることから、これを解決するための非常手段として取られた行動であることが理解される。

また、アミガサ事件（大正3年〈1914年〉9月16日）を引き起こしたのは、御幸村、日吉村、住吉村、町田村の住民であるが、その3日後の9月19日に川崎町の橋樹郡役所に集まったのは、関係11ヶ町村の代表である。

この11ヶ町村は、御幸村、日吉村、住吉村、町田村のほかに、陳情書に浸水域として記載のある大綱村、旭村、生見尾村、さらに中原村、川崎町、下流の大師河原村、田島村で、橋樹郡全体の多摩川氾濫域にわたる広域な範囲である（図14）。

しかしこの橋樹郡役所での集会で決定したのは、御幸村上平間、中丸子、下沼部、中原村上丸子合わせて1,561間（約2,830m）の堤防建設であり、これだけのために、11ヶ町村の代表による多摩川築堤期成同盟会が結成（9月29日）されるのは、どうも不自然な感がある。

すなわち、当然、それ以前から議員団が活動をしていた、内務省直轄改修を目指した活動展開をターゲットにした動きにつなげる意図があったことは、間

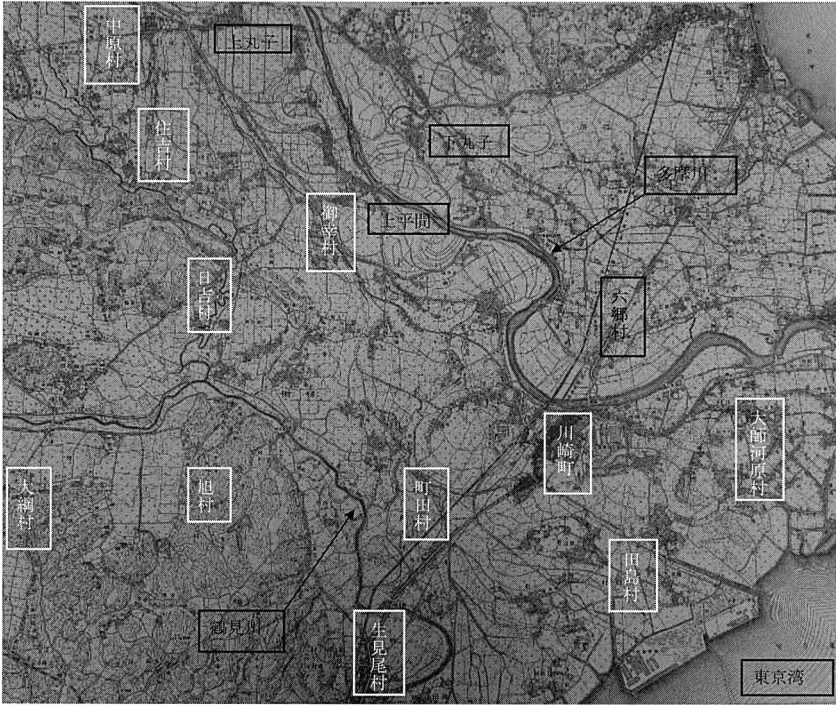


図14 多摩川流域図と11ヶ町村 (大正6年測図2万5千分1地形図川崎)

違くない。

無堤地区での新堤築堤を，対岸との公平性の視点から説得し，その勢いでつづく多摩川全川の抜本改修に向けてゆく……。

しかし，この時点では，明確なシナリオが描けないこともあって，このときにまとめられた期成同盟会の規約によれば，

第八条 本会ノ経費ハ左ノ標準ニ依リ各町村ノ寄付金ヲ以テ之ヲ支弁ス，
但，敷地料又ハ移転料ノ寄付金ヲ要スル場合ニハ御幸村日吉村中原村住吉村ニ於テ之ヲ負担ス，

- 一， 御幸村 百分ノ三十
- 一， 日吉村 百分ノ二十五
- 一， 町田村 百分ノ十四

- 一、大綱村 百分ノ十
- 一、住吉村 百分ノ八
- 一、旭村 百分ノ七
- 一、生見尾村 百分ノ二
- 一、田島村 百分ノ一
- 一、川崎町 百分ノ二
- 一、中原村 百分ノ一

ということで、この区間の堤防建設を具体的に進めるため、堤防の個所と受益地との関係を明確に反映した負担金割合となっている。

結局この期成同盟会そのものは、内務省を動かすところまでは機能せず、

- ・大正3年（1914年）10月12日、同盟会の熱心な活動に動かされ、石原健三知事、土木課長、無堤地区を視察。

- ・12月3日、県議会において、郡部会で多摩川築堤建議が提出され、可決。のあと、道路改良によって築堤を行う案が出たところで、関係村の利害対立により、活動は停止した……、と思われる。

そしてその後は、有吉忠一知事の登場と、郡道改良事業実施の決定を待って、御幸村上平間、中丸子、下沼部の大字住民による郡道整備期成同盟会へと姿を変え、完全に堤防建設の地元、御幸村を主体とする組織に変わっている。

多摩川築堤期成同盟会が文字どおり多摩川全体の抜本改修を目指すのは、有吉堤の騒動が決着を見たのちである。

大正5年（1916年）12月18日、東京・神奈川両府県の議会による多摩川治水期成同盟会発足。くしくもこの日12月18日は、御幸堤防落成式が行われ、有吉堤と命名されたその日なのである。

この点も、なにやら明確なシナリオに基づいて、関係者の連携のもとに動いているように見える。

また、明確な記録が無いので、既報（「有吉堤竣工100年・郡道改良事業を検証する」2016年12月、水利科学 No. 352〈第60巻第5号〉）の年表にも、その経緯を書き込んでいないが、

大正3年（1914年）10月29日付の陳情書のあと、

- ・10月12日、同盟会の熱心な活動に動かされ、石原知事、土木課長、無堤地区を視察。

- ・12月3日、県議会において、郡部会で多摩川築堤建議が提出され、可決。
- ・翌大正4年（1915年）に入り、多摩川築堤問題は郡道改修によって水害防止を図るという案が、秋元喜四郎、水島得次郎、渡辺梅吉によって展開。
- ・同年9月、石原知事の後任として有吉忠一知事が赴任。

ということで、この1年弱の間には、大きな動きが表に現れていない。

しかし、地元関係者の弁では、この郡道改修による盛土建設の案については、当初、現在の府中県道（図7の二ヶ領用水にほぼ平行して走る）を盛る案があって、取り残される御幸村上平間、中丸子、下沼部、中原村上丸子では紛糾した、とされている。

アミガサ事件、期成同盟会、内務大臣陳情と駒を進めてきたが、どうも、ここに至っての手詰まり感とともに、やはり神奈川県動きにすがる案に戻ってきたというシナリオが見える。

そして、大正4年（1915年）9月、石原知事の後任として有吉忠一知事が赴任することによって、いよいよ自体は大きく次の展開に向かうのである。

この時点で、関係者の一連のベクトル方向は一致し、地元住民を防災の主役とした、自助、共助、公助の連携が進んでゆく。そこには、無堤地区の築堤を、河川法を犯して道路建設で進めることにより、ひいては内務省を動かし、多摩川の直轄改修を勝ち取る、したかたなシナリオが見える。

さらには、後に有吉堤の騒動をさばいた内務省官僚の視点からは、多摩川のこの一大事件を大きな説明材料として、第1次治水長期計画に基づく第一期施工河川20河川につづく、第二期施工河川を、多摩川のみならず全国の河川に枠を広げて、内務省直轄事業で進めてゆこうとする、大蔵省との駆け引きや内務省官僚の政策意図も見えてくる。

このアミガサ事件と有吉堤の一連の事件を、大正デモクラシーの一例として見る視点がある。

政治面においては普通選挙制度を求める普選運動や言論・集会・結社の自由に関しての運動、外交面においては国民への負担が大きい海外派兵の停止を求めた運動、社会面においては男女平等、部落解放運動、団結権やストライキ権などの獲得運動、文化面においては自由教育の獲得、大学の自治権獲得運動、美術団体の文部省支配からの独立など、様々な方面から様々な自主的集団による運動が展開された。

しかし、これらの動きは、大正10年（1921年）以降、全国的な展開となるも

ので、大正7年（1918年）の米騒動と、これを契機として同年成立した、平民宰相原敬による日本で初めての政党内閣などの動きに対して、アミガサ事件と有吉堤の一連の事件は、かなり前の事件である。

はたまた、民本主義の吉野作造や、天皇機関説の美濃部達吉などの思想的な背景をまったく異にする、地元発信の事件である。

また、アミガサ事件に参加した数百人の人々は、県議や村長などの呼び掛けに対し、各戸1名といった昔ながらのムラ社会のシステムに従って参加をしている。

対岸（東京府側）の下丸子村においても、100名規模の人が、毎日、多摩川を渡って御幸村にやってくる道路建設の監視を行い、荏原郡役所から東京府に状況を報告した。これもやはり、村役場のシステムとして上からの要請があって、これに応えたものである。

しかし、これらの行動に参加した神奈川、東京兩岸の地域住民は、ともに防災の主役、自助としての自らの役割をしっかりと認識し、その主役としての役割を十分に演じているのである。多摩川の洪水対策、河川防災の大きな地元のニーズが、これら多くの組織と人々を動かしたものである。

多摩川の一地方での事件が大正デモクラシーの先駆けとなったという見方よりも、多摩川の長い歴史と明治年間の大災害がもたらした、特筆すべき事件としてとらえるのが適当と考える。

そして、多摩川の流域の長い歴史の結果、大正年間のこのとき、防災の主役、自助・共助と公助との緊密な連携が大きな展開を生み、この歴史的な防災施設の完成へと向かったのである。

VIII. おわりに

この論文の執筆にあたっては、多摩川にかかる多くの歴史的な資料を精査した。

アミガサ事件と有吉堤の建設そのものにかかる資料は、『川崎市史』に記載されたものが詳しい。また多摩川誌の記載は、これを補完するものも多く、大いに参考になる。ただし、この2つは、当時の旧字カタカナまじりの公文書の類を原文のまま掲載し、これに短い解説をつける、場合によっては解説も無い、というまとめ方を基本としており、一般市民の読み物としては、それを対

象にしたものにはなっていない。

一方で、資料については、原文がそのまま掲載されているので、今回の調査の要には大いに役に立った。

面白いことに『大田区史』には、この一連の事件についてまったく記載が無い。また、地元の郷土史家の投稿誌である『史誌』（大田区史編纂委員会編）にも、この事件を扱った論文は1件のみで、ここには、神奈川県側の堤防建設を監視するために毎日割り当てで対岸に出かけて行った下丸子村地元住民の日記が掲載されている。

また、『大田区史』には、近世の多摩川川除にかかる記録が大変多く記載されている。これは、原典となった平川家文書によるもので、田中休愚の川除も川崎平右衛門の川除も、大変詳しく記載されている。嶺村の突堤などの経緯は、絵図面でその計画がわかる。

下丸子村の寛政4年（1792年）の「川除御普請仕来り書上帳」では、江戸中期の川除がこと細かに記録されている。

一方で、『川崎市史』には、近世の多摩川改修、川除の記載はほとんど無い。『川崎市史 通史編2, 近世』の、第二編第一章「村々の生活」第三節、三「災害と救恤」、ならびに、『資料編2, 近世』の、第二章「村々の生活」第一節、五「災害と救恤」に記載があるが、天正年間、文政年間、天保年間、安政年間の洪水氾濫の記録と、元禄年間、寛保年間、天保年間の洪水被害に対し、その被害を報告し救済を求める村の名主の依頼文書などが掲載されているのみである。

これは、平川家などの古文書を体系的に保存していた旧家が無かったものか、川除そのものに直接かかわっていなかったものか、よくわからないが、同じ幕府領（松村支配所）である対岸の治水・川除に関する記録とは大きな差がある。

『多摩川誌』における、これら江戸期と明治期の改修にかかる記載は、かなり詳しい。江戸期にかかる記載は、幅広い資料からとりまとめられている。多摩川中下流域にかかる記載は、『大田区史』を参考に、平川家文書がその原典である。一部、『大田区史』を補完する内容も盛り込まれている。

明治期の改修については、前述の通り公文書の全文をそのまま掲載することを基本としているため、地元住民や各村の立場がよくわかる掲載になっている。

特に、砂利採取にかかる記述は、『川崎市史』⁴⁾にも同じ内容の掲載があるが、内務省東京土木出張所（1935）：多摩川砂利採取取締に関する状況、をもとに、歴史的な経緯を含め、資料として非常に詳しいものになっている。

これらの資料がこの論文執筆の基本になっているので、『多摩川誌』（1986年）をまとめた諸先輩にここで改めて敬意を表する次第である。またあわせて、『多摩川誌』の歴史的な記載をそのまま生かすかたちで、新たにとりまとめられた『新多摩川誌』（2001年）には CD-ROM 版が添付されており、旧字カタカナまじりの公文書の分析、転記には非常に有効であった。

一連のアミガサ事件と有吉堤建設の流れは、引き続き内務省直轄による多摩川抜本改修になだれ込む。アミガサ事件の背景を考察するにあたっては、この論文で焦点をあてた対象期間ではないが、一連の動きが目指してきた内務省直轄改修についての、地元の動きを知ることが重要である。

しかし、この内務省直轄事業については、着工にあたって、直轄工事実施にかかる地元負担金の件で神奈川県議会が紛糾した問題以外は、ほとんど参考になる記載が無い。大正7年（1918年）から昭和8年（1933年）に至る工事期間中における、地元の動きについての記載は、非常に薄いのである。

用地買収と、土木工事の箇所、工種と事業費などが、表でまとめられているのみで、文章的にも簡単な経過説明のみである。

この16年間に投入した事業費は、当初、総工事費588万円として、大正7年度以降8カ年事業が決定（大正6年〈1917年〉12月16日橋樹郡部会ほか）しているが、完成年の昭和8年（1933年）度では、総工事費721万11円との記録がある。

この事業費で整備されたのが、多摩川本川、左岸東京府北多摩郡砧村大字宇奈根、右岸神奈川県橋樹郡高津町大字久地、以下海に至る22kmの、両岸連続堤防と、付帯施設としての水門、樋門、および高水敷の整備と低水護岸である。堤防の築堤高は、旧平間の渡し、現在の上平間ガス橋の地点で、明治43年（1910年）の洪水位よりも1.11m高い堤防であり、左右岸同じ高さの抜本改修である。

一方の有吉堤は、残念ながら工事費については様々な資料を精査してみたが、どこにも掲載が無い。しかし、御幸村上平間より下沼部に至る1,200間（約2,180m）で、堤防の高さは、内務省からの命令が現地で守られているとす

れば、現地盤よりも1尺8寸(約55cm)の高さとなる。これは明治43年の洪水水位よりも1尺(約30cm)低い。

また、アミガサ事件を報じた二六新聞、大正3年(1914年)9月17日の記事に参加した群衆の弁のひとつとして、「……堤防費は僅か一万円位しか掛らぬ……」の記載があって、概略の事業費は理解できる。

内務省直轄の多摩川改修事業費が、有吉堤の事業費とはまったく比較にならないのは、自明である。

しかしながら、『多摩川誌』における内務省直轄事業にかかる記述は、アミガサ事件から有吉堤完成までの2年間の記載に比べると、地元の様々な連携、調整といった視点で、非常に内容が薄いのである。

おそらく、この論文でも触れた、下流の果樹にかかる補償や、廃業にとまなう生活再建、あるいは、家屋や田畑の買収・補償など、多くの地元との調整、確執があったはずである。

唯一、多摩川の一大産業である砂利採取については、1章を設けその経緯を詳述しており、砂利採取全面禁止となる昭和11年(1936年)までの期間は、内務省直轄事業の期間とほぼダブっているので、直轄事業といたしながら、河川改修のみならず河川管理としての砂利採取取り締まりを行ってきた地元調整の状況は、よくわかる。

しかし、それ以外の案件、特に治水事業の実施にかかる、地元との様々な調整については、記載がまったく無い。地元町村や県会議員などの、多摩川直轄事業を目指して活動してきた、様々な地元の動きはまったくわからない。

わずかに座談会の形式で行われた、直営時代の職員が集まって思い出話をする企画に、当時の多摩川堤防が桜の名所だったものが無残に伐採されて残念だった、といった話が紹介されるが、これとても、もっと地元住民との綱引きがあったはずである。

実は、全国の河川の改修100年史を見てみると、これらの点については共通の面があって、土木工事そのもの内容に記述が特化され、様々な地元調整の話は、たとえば大きな反対運動があった場合でも、あまり詳しい記載がないのが通例である。

このようなとりまとめ方と、その根底にある公共事業にかかる社会的な認識の背景が、防災事業を公助一辺倒に位置づけ、一方で、防災の主役、自助・共助の様々な叡智を失わせた要因でもあると考えるものである。

すなわち、公助としての河川改修，防災事業が進展する中で，自助・共助の防災にかかる動きは，あまり重視されてこなかった……，あるいは自助・共助の動きが急速に消滅していった……。

防災の主役は，災害によって被災し避難をする地域住民である。これを防ぐのは自助および共助による様々な取り組みであり，公助としての公的な取り組みはその支援に過ぎない。

この基本が，現代の社会システムの中で希薄となり，主役であるはずの地域住民はその地域の災害の危険性を意識せずに，ほとんど無防備の状態で行々の生活を送っている。国，県，市町村などの様々な防災施策も，自助・共助の機能しない地域では，いざ災害発生の際には無為なものとなってしまう。

公助により大きな堤防ができて，洪水による氾濫が頻繁に発生しなくなると，地域の住民は，この地域は安全であると誤解をして，自助・共助の取り組みを忘れてしまう。地元住民側は，直轄事業により，暴れ川であった河川が国の専門集団の手によって改修されるとともに，完全にその対応にゆだねる，任せることに徹し，ついには自らの防災の視点を忘れてしまう。結果として，歴史的に培ってきた，防災にかかる自助・共助の叡智を放棄してしまう。

その状態で異常な洪水が発生して，安心と思っていた堤防が破堤すると，無防備な地域住民を襲った洪水は，甚大な大災害をもたらす。

このような負のスパイラルが，公による防災事業の進展とともに，進んで行く図式がある。

東日本大震災における津波災害で，まさに我々はこれを経験した。

こういった悪循環を防ぐには，どのようにしたらいいか。

これを防ぐためには，防災にかかる公助，例えば，防災インフラの整備を，地域住民自らが構想し，計画し，整備し，維持管理をする，それが無理ならば，少なくとも地域住民が，これらに直接かかわるシステムを構築することによって，自助・共助の前提に立って公助の機能が発揮され，はじめて自助・共助と公助の連携が発揮される。

防災インフラの整備にあたって，地域住民自らが，その構想段階から整備，維持管理に到るまで，直接かかわるシステムを構築することは，防災の主役が地域住民の自助・共助であることを認識し，これを社会制度としてしっかり位

置づけることができれば、さほど困難なことではない。

自助・共助は、災害に際して、単に避難をするだけではない。また、これを支援する公助も、単に官側からの支援をするだけではなく、自助・共助側からの発信を受けて、これに応える形で施策を展開してゆく、真の協働のパートナーとしてとらえてゆくことが重要である。

参考文献

- 1) 川崎市史 通史編 第六章 徳川時代 多摩川治水事業, pp. 302-312, 1939
- 2) 川崎市史 第二編 第一章 三 多摩川河川改修運動の展開, pp. 248-254, 1968
- 3) 川崎市史 資料編 2, 近世 第二章第一節 五 災害と救恤, pp. 169-179, 1989
- 4) 川崎市史 資料編 3, 近代 第二編第二章 明治期～大正期 多摩川砂利の乱掘, pp. 334-412, 1990
- 5) 川崎市史 資料編 3, 近代 第二編第一章第二節 水害と築堤問題, pp. 384-412, 1990
- 6) 川崎市史 通史編 2, 近世 第二編第一章第三節 三 災害と救恤, pp. 246-248, 1994
- 7) 神奈川県史 通史編 5, 第三節 立憲政治と地方改革への動き 二 地域ぐるみの環境改善「アミガサ事件」, pp. 65-71, 1982
- 8) 大田区史 資料編, 平川家文書 5 一普請 1 普請一般 (1) 多摩川関係 18 多摩川通川除御普請願絵図面 (元文二年), p. 7, 1979
- 9) 大田区史年表 1868 (明治1)～1927 (昭和2), pp. 404-451, 1979
- 10) 大田区史年表 附図 荏原郡全図 (部分) 明治十九年, 1979
- 11) 大田区史 中巻, 第四章第一節 1 幕府の河川支配と改修工事, pp. 523-544, 1992
- 12) 大田区史 下巻, 第五章第二節 都市施設の拡充, 水害問題と線路の改良, pp. 290-293, 1996
- 13) 大田区史 下巻, 第六章第二節 交通機関の整備と発展, 六郷橋のこと, pp. 397-398, 1996
- 14) 多摩川誌第3編, 第4章第2節 近代治水の登場, 1986
- 15) 多摩川誌第5編, 第3章 砂利採取, 1986
- 16) 多摩川誌第8編, 第2章第3節 鉄道と多摩川, 1986
- 17) 新多摩川誌 CD-ROM 版, 2001
- 18) 白井緑郎: 短報 七部落五百人の悲願と有吉堤防, 川崎研究, 川崎郷土研究会第6号, pp. 4-5, 1961.
- 19) 大坪庄吾: 多摩川の水害と堤防建設, 史誌 4, 大田区史編纂委員会編, pp. 20-36, 1975.

- 20) 長島保：全国に報道されたアミガサ事件川崎研究，川崎郷土研究会第29号，pp. 14-15, 1991
 : 国民新聞にも報道されたアミガサ事件，pp. 24-25, 1993, 同第31号，
 : 譴責一件処分にみる有吉県知事，pp. 30-31, 1996, 同第34号，
- 21) 長島保：川崎関係資料集第10集，川崎市中原図書館，pp. 14-29, 1992.
- 22) 長島保：多摩川に堤防を，かわさき民衆の歩み8，川崎地域史研究会，pp. 110-121, 1995.
- 23) 佐伯美年子：多摩川梨のふるさと，かわさき民衆の歩み18，川崎地域史研究会，pp. 223-233, 1995
- 24) 東京朝日新聞 大正5年，6年，7年，1916, 1917, 1918.
- 25) 読売新聞 明治40年，大正5年，6年，7年，1886, 1916, 1917, 1918.
- 26) 河川便覧2004, pp. 52-57.
- 27) 明治19年第一軍管地方二万分一迅速測図原図，東京府武蔵國荏原郡下池上村，神奈川県武蔵國橘樹郡川崎驛，神奈川県武蔵國橘樹郡大師河原村，東京府武蔵國荏原郡羽田村鈴木新田
- 28) 明治39年測図二万分一地形図溝口，大日本帝国陸地測量部
- 29) 多摩川下流3橋（明治42年測図大正6年修正測図同8年鉄道補入，五万分一地形図 東京西南部，大日本帝国陸地測量部）
- 30) 大正6年測図2万5千分1地形図川崎，大日本帝国陸地測量部
- 31) 昭和12年修正測図一万分一地形図矢口，内務省地理調査所
- 32) 菊池山哉：多摩川の洪水史，pp. 12-19, 1964年10月，水利科学 No. 39（第8巻第4号）
- 33) 和田一範：多摩川近代改修にみる，防災の主役，自助・共助と，公助との連携について，pp. 53-68, 2016年4月，水利科学 No. 348（第60巻第1号）
- 34) 和田一範：有吉堤竣工100年・郡道改良事業を検証する，pp. 47-82, 2016年12月，水利科学 No. 352（第60巻第5号）

（原稿受付2016年12月7日，原稿受理2017年2月13日）